

指 名 停 止 情 報

株式会社貴津 東京都豊島区西巢鴨 1－2－5

上記の有資格者について、「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号）別表第 2 第 13 号（建設業法違反行為）に該当する事実があるため、下記のとおり指名停止を行った。

記

1 指名停止の期間

令和 6 年 10 月 16 日 ～ 令和 6 年 11 月 16 日（1 か月）

2 指名停止の理由

株式会社貴津における施工体制台帳及び施工体系図の作成（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 24 条の 8）において、虚偽の記載があったことが建設業法第 28 条第 1 項第 2 号に該当すると認められること及び令和 6 年 7 月 31 日に東京都知事より監督処分（指示）を受けていることが「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号）別表第 2 第 13 号（建設業法違反行為）に該当すると認められるため。